

11月12日(日)は広島県知事選挙の投票日です

●投票日時

平成29年11月12日(日)
午前7時～午後6時

※投票時間にご注意ください。

●投票場所

投票所名	区 域	投票場所
第1投票所	呉地	呉地公会堂
第2投票所	出来庭	出来庭老人会館
第3投票所	中溝	中央ふれあい館
第4投票所	萩原	萩原老人集会所
第5投票所	城之堀	城之堀老人集会所
第6投票所	初神・新宮	熊野東公民館
第7投票所	平谷・貴船・柿迫	熊野町西部地域健康センター
第8投票所	川角・石神・神田・東山	くまの・みらい交流館

●入場券について

ハガキ1枚へ同一世帯4人までの入場券を郵送していただきます。

ご自分の入場券を切り取って、指定の投票所へお持ちください。

選挙権があるのに届かない場合や紛失した場合でも、本人確認ができれば、投票することができます。

●熊野町で投票できる人

平成11年11月13日までに生まれた人で、平成29年7月25日までに住民登録があり、引き続き町内に住んでいる人。

※今年度執行される選挙については、第7投票所が「熊野町西部地域健康センター」となっていますので、ご注意ください。

農業で新たなスタート 平成30年度就農研修生を募集します

広島広域都市圏の取り組みの一つとして、熊野町を含む13市町が広島市の実施する新規就農者育成事業へ連携して取り組みます。

セカンドライフとして農業を始めた人などが生産販売農家として活躍できるように、知識や技術習得のため1年間を通して研修を行います。

▼研修先 広島市農業振興センターほ場(広島市安佐北区深川八丁目30番12号)など
▼受講料 無料(※小農具等で一部自己負担あり。)
▼申込方法 申込書(役場、公民館窓口)に配置)を11月30日(木)まで(※当日消印有効)に公益財団法人広島市農林水産振興センター(〒739-1751 広島市安佐北区深川八丁目30番12号)へ提出。
※研修生は選考審査などにより決定されます。

ご不明な点がありましたらお問い合わせください。
固都市整備課 ☎820・5608
(公財)広島市農林水産振興センター ☎842・4421

研修名	対象者	研修内容	研修期間	定員
①スローライフ新規就農者	農地を持たず、熊野町に居住または居住見込みで、研修終了後、就農する人。	栽培の基礎実習(播種・育苗方法、農機具の使用法、土壌管理方法、出荷方法等)、学科、農産加工、先進農家で体験実習・視察など	平成30年4月から1年間 月・水・金曜日の原則9:00~15:00	各15人以内
②ふるさと帰農者	熊野町に農地を持ち、就農見込みの人。		火・木曜日の原則9:00~15:00	
③チャレンジ女性農業者	③は、女性限定。		火・木曜日の9:00~12:00	

平成29年度 行政相談委員総務大臣表彰



小坂田 忠 委員

(総務課)

総務大臣から委嘱され、熊野町担当の行政相談委員である小坂田忠さんが、永年にわたる行政相談委員としての業績が顕著であることにより、10月10日(火)に平成29年度行政相談委員総務大臣表彰を受賞されました。

小坂田委員は平成13年から熊野町の行政相談委員として、春と秋に町内で開設する行政相談所での相談のほかにも、日々住民からの相談を受け活躍されています。この度の受賞おめでとうございます。

熊野町功労表彰

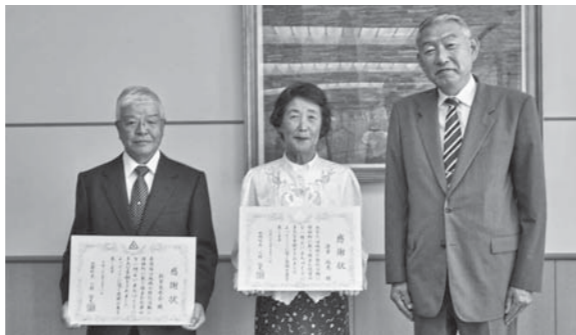
10月2日(月)、熊野町役場において、町議会議員として12年以上町政の進展に尽力された功労により、藤本 哲智副議長と大瀬戸 宏樹議員が、町の功労表彰を受賞されました。



左から山吹議長・大瀬戸議員・藤本副議長・三村町長 (総務課)

安全安心なまちづくり 功労表彰

児童の登下校時の見守り活動などを通して、安全で安心なまちづくりに貢献された濱寄瑞恵さんと新宮長寿会に熊野町長から感謝状が授与されました。



左から新宮長寿会の藤友正男会長・濱寄瑞恵さん・三村町長 (生活環境課)

●町内転居

平成29年10月19日(木)以降に町内転居した人は、前住所の投票所で投票してください。

●期日前投票

投票日に仕事やレジャーなどで予定のある人は、次の期間中に役場で期日前投票をすることができます。

▼期間

10月27日(金)～11月11日(土)

▼時間

午前8時半～午後8時

▼場所

熊野町役場(1階エントランスホール)

▼持参物

入場券(届いていない場合は必要ありません)

●不在者投票

出張などで町外滞在中の人は、熊野町選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、届いた投票用紙を滞在先の選

挙管理委員会へ持参し、投票することができます。

また、広島県選挙管理委員会が指定する病院などへ入院・入所している場合は、その施設で投票することができますので、直接施設へお問い合わせください。

●町内放送について

開票結果などについて、町内放送は行いません。町のホームページなどでご確認ください。

●投票の補助について

心身の故障などで自ら投票用紙に候補者名を記載することができない場合は、代理投票により投票することができますので、投票所の職員へお申し出ください。

固熊野町選挙管理委員会 (総務課内) ☎820・5625



投票は午前7時から午後6時まで

選挙 Q & A

●転入した場合は?

平成29年7月26日以降に県内の市区町から転入の届出をした人で、前住所の市区町の選挙人名簿に登録されている人は、原則、前住所地の市区町で投票できます。

詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

●転出した(する)場合は?

熊野町から県内の他市区町へ転出した場合(2回以上住所を移した場合も含む)、いずれかの市区町の住民担当課が発行する「引き続き広島県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を提示するか、「引き続き広島県内に住所を有することの確認」を受けることで投票することができます。

詳しくは、熊野町選挙管理委員会へお問い合わせください。
※7月26日以降に県外から熊野町へ転入の届出をした人および投票する日までに県外へ転出した人は投票できません。